

語句解説

※1 木綿

799年に三河国に漂着した^{こんらん}崑崙人(中国の少数民族)が綿花の種子をもたらしましたが、高温地綿種だったため定着しませんでした。その後、16世紀頃に朝鮮経由で伝来した明国の綿種は日本の風土に合い、17世紀前半頃には、国産の木綿織物が普及着として定着しました。しかし明治に入り、1896年に綿花輸入関税を撤廃、その後国産の綿花栽培は急速に衰退しました。

※2 糸割符制度

(いとわっふせいど)

生糸を輸入する特定の商人に与えた特権で、糸割符はこの権利を示す証札。江戸初期の重要な輸入品であった中国産生糸で、ポルトガルなど外国船の貿易利益の独占を排するため、1604年、堺・京都・長崎、のちに江戸・大坂を加えて5か所の商人に与えられました。1655年に解散、1685年に復活して幕末まで続きました。制度復活で、西陣などの織物産地では生糸の不足に悩みましたが、当時絹織物の需要が増しており、諸藩で養蚕が奨励されて各地で生糸の生産が増加。輸入生糸の重要性が低下したことから次第に有名無実化しました。

※3 奢侈禁止令

(しゃしきんしれい)

贅沢を禁じて儉約を奨励・強制するための法令。身分別に衣服について詳細な規制が作られました。1628年には農民は布(麻などの織物)・木綿に制限、下級

武士は紬・絹までとされました。1643年に農民・庄屋に紫や紅梅色の着用を禁止。1663年は上皇、将軍正室、大奥などに衣類の値段制限。1683年の「天和の禁令」は刺繍や総鹿の子絞りの禁止や値段制限などが出されました。このように農民、武士、町人、大奥などに対しての禁令や、呉服屋に対して贅沢品の販売禁止や値段制限などがたびたび出されました。しかし度重なる発令は、裏返せば禁令が守られなかったことも示しています。

※4 雛形本

(ひながたばん)

きものの模様の見本帳。江戸中期を最盛期として、寛文(1661-73)から寛政(1789-1801)頃までに120種余りが刊行。現存では1666年『新撰御いひなかつ』が最古。特に元禄から享保頃までの間は魅力的な展開を示しました。しかし宝暦頃からは具象柄に代わって縞や小紋が流行し、雛形本は減少しました。

※5 『紺屋茶染口伝書』

(こうやちゃぞめくでんしょ)

1666年に刊行された現存最古の染色技術書。茶染めを中心とした染色技法について記した出版物。上下2巻で、浸染と引染を主体に小紋や型鹿子について詳述しています。これまで染色技術は秘伝として口づてに伝承されてきましたが、町人階級の台頭で流行のすそ野が拡大し、注文に応じるために染色技術の公開が必要となり、本書以降、染色にかかわる出版が活発化しました。